

専 門 部 会 規 則

第 1 章 総 則

この規則は浜松市助産師会会則第4条に基づき規定する。

(名 称)

第 1 条 浜松市助産師会に、次の3専門部会を置く。

浜松市助産師会（以下本会という）の会員は次のいずれかの部会に属する。各部会は次のように称する。

1. 助産所部会
2. 保健指導部会
3. 勤務助産師部会

(目 的)

第 2 条 専門部会の目的は各々次のとおりである。専門部会会員の社会的地位の向上、福祉に関する調査研究を行い、会員相互の親睦を図るとともに、本会の事業推進のため、各部会は相互に連携した事業を行う。

1. 助産所部会

本部会は収容施設を有する開業助産師ならびに助産所に勤務する助産師及び出張分娩を業とする開業助産師の専門知識及び技術の維持・向上を図る。

2. 保健指導部会

本部会は収容施設を有さず、出張を中心に保健指導を業とする開業助産師の諸問題の検討ならびに技術の維持・向上を図る。

3. 勤務助産師部会

本部会は病院、診療所もしくは学校、養成所等に勤務する助産師の、諸問題の検討及び専門知識ならびに技術の維持・向上を図る。

(事 業)

第 3 条 各部会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各部会に所属する助産師の教育に関する事項
2. 各部会助産師に関する事項の調査研究
3. 各部会助産師の相互の交流に関する事項
4. その他

(事業費)

第 4 条 各部会事業活動に必要な経費は、一般会計より支出する。

(事務所)

第 5 条 専門部会の事務所は部会長所在地に置く。

第 2 章 部 会 員

(入退会)

第 6 条 専門部会の会員は浜松市助産師会の会員とする。

(資格喪失)

第 7 条 専門部会は次の理由により資格を失う。

- (1)本会員でなくなったとき

(2)本会から除名されたとき

(除名)

第 8 条 本会及び各部会の名誉を傷つけ、又は、部会の目的に反する行為があった会員は、本会幹事会の議を経て総会において除名することができる。

第 3 章 部 会 役 員

(部会役員の選出・任期)

第 9 条 各部会に次の部会役員を置く。

(1)部会長 1名

(2)副部会長 1名

(部会役員の任務)

第 10 条 各部会長は各部会を代表し会務を統括し、各部会の財務・広報・渉外等を行う。

(部会役員の選出・任期)

第 11 条 各部会長、副部会長は部会員の中から選出し幹事会の承認を得る。

2. 各部会役員の任期は2年とし再任を妨げない。

(部会役員会)

第 12 条 各部会役員会は各部会長が必要に応じて開催する。各部会長は本会役員の出席を求めることができる。

第 4 章 部 会 集 会

(部会集会)

第 13 条 各部会集会は、部会定時集会と部会臨時集会とに分ける。

各部会定時集会は、毎年1回部会長が召集する。

各部会臨時集会は、各部会長が必要と認められた場合に召集することができる。

2. 各部会の5分の1以上から会議の目的たる事柄とその理由とを書いて、各部会臨時集会召集の要求があった場合には、各部会長は本会役員会の承認を得て、速やかに各部会の臨時集会を召集しなければならない。

3. 各部会集会の議長は、出席部会員の中から選出する。

(部会集会の召集)

第 14 条 各部会集会の召集は、開会前5日迄に会議の目的たる事柄・日時・場所を部会員に通知しなければならない。

(部会集会の開催)

第 15 条 各部会集会は年1回以上開催する。但し、部会員が部会集会に出席できない時は委任状をもって委譲させることができる。但し、委譲されるものは部会員に限る。

なお選挙の場合は委任状を行使できない。

2. 各部会集会の議決及び、承認は、出席者の多数決による。可否同数のときには議長がこれを決める。

(部会集会の報告)

第 16 条 各部会長は次の事柄について、役員会及び幹事会に報告しなければならない。

(1)庶務報告

(2)その他

第 5 章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第 17 条 この会則の変更は本会役員会の議を経て幹事会の承認を得る。

第 6 章 雑 則

(雑 則)

第 18 条 この会則に定める事項のほか、必要な事項は各部会役員会において別に定める。

第 7 章 付 則

(施行規則)

この規則は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

※平成 14 年 6 月 2 日一部改正

※平成 24 年 5 月 27 日一部改正